

令和6年度 鳥取県会計年度任用職員（債権回収専門員） 採用試験募集案内

連絡先 ◆鳥取県生活環境部くらしの安心局 住宅政策課 管理担当◆ 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地（鳥取県庁本庁舎7階）電話（0857）26-7397 ホームページアドレス： https://www.pref.tottori.lg.jp/jyutaku-seisaku/
--

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和6年3月11日（月）～4月10日（水） ◎申込の方法は下記の提出書類等を持参又は郵送すること。 ◎持参による場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く各日の午前8時30分から午後5時15分までとし、受付最終日の午後5時15分をもって締め切りとする。 ◎郵送の場合、4月10日（水）午後5時15分までに必着すること。 ◎提出書類の返却は行いません。
試験日時	令和6年4月15日（月） ◎試験開始予定時間は、受験者ごとに別途電話でお知らせします。
試験会場	鳥取県庁議会棟（鳥取県鳥取市東町一丁目220番地） 第15会議室（3階）
試験結果発表日	令和6年4月17日（水）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
会計年度 任用職員 （債権回収 専門員）	1名	・ 県営住宅明渡訴訟損害賠償金等の債権回収に係る電話、個別訪問等による支払交渉、交渉履歴の記録、所在不明者の所在調査及びこれらに付随する業務、所掌等法的措置に係る事務 他 ・ 県営住宅未収債権に係る訴訟等法的措置の事務	鳥取県生活環境部 くらしの安心局 住宅政策課 （鳥取県庁本庁舎 ／鳥取市東町一丁 目220番地）

3 受験資格

- （1）年齢、性別を問いません。
- （2）○普通自動車運転免許を取得していること。
○報告事務等に必要パソコンの操作ができること。
- （3）地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・ 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- （4）日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 求める人材

- 債権回収（電話督促、戸別訪問）の実務経験を3年以上有していること。
- 民法・民事訴訟法・生活保護法等関係法令及び公営住宅家賃に関する知識を有していること。
- 接客・交渉技術を有していること。

5 試験内容

試験種目	内 容
論文試験	次のテーマにより、400字程度で作成し、受験申込の際に提出してください。 テーマ「公営住宅入居者等の債務者との支払交渉に必要なこと」 (面接試験において、内容についてお聞きすることがあります。)
面接試験	職務に対する姿勢等についての個別面接による口述試験(約20分)

6 任用期間

令和6年5月1日～令和7年3月31日(予定)

7 勤務条件(予定)

給 与	<ul style="list-style-type: none"> ○報酬 時間額 1,660円 ※上記金額は、現段階における予定額です。 採用時までには制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 (以下の項目も同様) ○困難折衝業務割増報酬 日額600円(対象となる債権回収業務に従事した場合) 対象業務: 地方自治法第231条の3第1項の規定による督促を受けた者その他県に債務を有する者を訪問し、接見して行く心身に著しい負担を与える業務のうち、徴収又は折衝の業務 ○期末勤勉手当 期末手当: 報酬の月額相当額の2.16月(6月期:1.08月分、12月期:1.08月分) 勤勉手当: 勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例: 令和6年5月1日採用の場合の割合 6月期:100分の30 12月期:100分の100) ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります。 ○費用弁償(通勤手当) 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。 自家用車等利用者は、使用距離に応じて、月額1,600円から50,100円までの範囲内で支給します。
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇(最大1年間に10日)が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	<ul style="list-style-type: none"> (1)勤務時間数 1週間につき30時間 (2)始業・終業の時刻 始業 午前10時、終業 午後5時 ※上記時間は、公務の必要により変更することがあります。 (例: 夜間の支払交渉等のため、始業 午後2時 終業 午後9時) (3)休憩時間 60分(正午～午後1時) ※上記時間は、公務の必要により変更することがあります。 (4)休日 毎週土・日曜日、国民の祝日及び年末年始(12/29～1/3)
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き再度任用されることがあります(再度の任用4回まで)。

8 受験申込手続

提出書類等	(1)採用試験申込書 1部 ※必要事項を記載し、顔写真を貼付すること。 (2)自動車運転免許証の写し 1部 (3)論文 ア テーマ「公営住宅入居者等の債務者との支払交渉に必要なこと」 イ 字数 400字程度(別添様式)様式が不足する場合は適宜追加してください。(任意様式でも可)
申込み先	鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課 管理担当 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地(鳥取県庁本庁舎7階) 電話(0857)26-7411 https://www.pref.tottori.lg.jp/jyutaku-seisaku/
注意事項	◎受検票は交付しません。 ◎提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。 ◎万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は理由の如何を問わず受理しません。

【申込書の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。電話で連絡させていただく場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号を記載してください。

9 合格者の決定方法

論文試験及び面接試験(以下「選考試験」という。)の得点が一定の水準を満たした方のうち、最も得点の高い方を合格者及び次点以降の者を補欠合格者として決定します。

なお、合格者の辞退又は合格の取消し等により補欠合格者の中から得点の高い順に採用することがあります。

補欠合格者有効期間 令和6年4月30日

10 合格者の発表

令和6年4月17日(水)付けで受験者全員に書面で試験結果を通知する予定です。

11 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人(ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可)**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証等**写真により受験者本人が確認できるもの**を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人 又は法定代理人	試験の合否、得点、順位	合格発表日から 1ヵ月	鳥取県生活環境部くらしの 安心局住宅政策課 (県庁本庁舎7階)

12 試験に関する注意事項

試験当日は、別途電話でお知らせする試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。(遅刻者は受験できません。)

13 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。